

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定） 第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十一号から第七十七号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。 一～二十八 略 二十九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七條第二項に規定する交付金 三十～七十六 略 七十七 まちづくり交付金（第二十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定） 第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十号から第七十五号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。 一～二十八 略 二十九～七十五 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（民間都市開発事業の要件等）</p> <p>第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業については、法の第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内においては、千平方メートル）以上であること。</p> <p>ロ 整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。）が、二千平方メートル（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物若しくは貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。）でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するもの又は都市再生特別措置法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において整備される建築物）については、千平方メートル</p>	<p>（民間都市開発事業の要件等）</p> <p>第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業については、法の第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内においては、千平方メートル）以上であること。</p> <p>ロ 整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。）が、二千平方メートル（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物又は貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。）でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものについては、千平方メートル）以上であること。</p>

）以上であること。

二 略

2・3 略

附 則

（民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の二 阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地のうち、都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その緊急かつ健全な復興を図るべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）又は同法第十条の四第一項に規定する被災市街地復興推進地域内において施行される法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。口において同じ。）内又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号口中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

二 略

2・3 略

附 則

（民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の二 阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地のうち、都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その緊急かつ健全な復興を図るべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）又は同法第十条の四第一項に規定する被災市街地復興推進地域内において施行される法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。口において同じ。）内においては、千平方メートル）」とあるのは「千平方メートル」と、同号口中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

2 | 平成十三年三月三十一日までの間は、法第二条第二項第一号に

規定する民間都市開発事業のうち都市の構成上重要な幹線道路網を構成する道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）の沿道の区域（当該道路の整備状況にかんがみその土地の高度利用を緊急に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）において施行されるもので当該道路の機能の向上及び市街地

(特定民間都市開発事業に係る地域の特例等)

第一条の三 略

2 前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当するものについて、第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中、「二千平方メートル(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等の区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。)(内又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内においては、千平方メートル)」とあるのは、「千平方メートル」と、同号口中「区域内」とあるのは、「区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。)(内」とする。

(特定民間都市開発事業に係る地域の特例等)

第一条の三 略

2 前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当するものについて、第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中、「二千平方メートル(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等の区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。)(内においては、千平方メートル)」とあるのは、「千平方メートル」と、同号口中「区域内」とあるのは、「区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。)(内」とする。

の計画的な再開発に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに係る法第四条第一項第二号に掲げる業務についての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中、「二千平方メートル(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等の区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。)(内においては、千平方メートル)」とあるのは、「五百平方メートル」と、同号口中「区域内」とあるのは、「区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。)(内」とする。

改 正 案

現

行

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第八条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号

）第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又は八に掲げる都市施設（河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

(1) 道路法第十三条第一項の指定区間外の国道
都道府県道

(2) 都道府県道

(3) その他の道路で、車線の数が四以上のもの

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの

ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川

二 次に掲げる市街地開発事業

イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業

ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業

ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業

ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設又は改築）

第九条 法第四十六条第七項の政令で定める国道又は都道府県道の

新設又は改築は、次に掲げるものとする。

- 一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設又は改築
- 二 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設
- 三 電線共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第二章第三項に規定する電線共同溝をいう。）の整備
- 四 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自動車駐車場、ベンチ若しくはその上屋又は自転車駐車場の設置
- 五 その他国土交通省令で定める国道又は都道府県道の新設又は改築

（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）

第十条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

- 一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区
- 二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第九条第一項第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域又は同項第二号の三の高層住居誘導地区
- 三 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの
- 四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条第一項の緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のもの）にあつては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。）

(道路管理者の権限の代行)

第十一条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第四号、第十一号の四、第十二号(道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。

次項において同じ。)、第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号(同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)(に掲げるもの

二 電線共同溝整備法第四条第四項(電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定により申請を却下すること。

三 電線共同溝整備法第五条第二項(電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

四 電線共同溝整備法第六条第二項(電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による届出を受理すること。

2 | 市町村は、前項第一号(道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。)(又は第二号から第四号までに掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 | 第一項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる

4 | 市町村が法第五十八条の規定により道路の新設又は改築を行う
場合において、道路管理者が当該道路について電線共同溝整備法
第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する
場合を含む。）の規定による負担金を徴収したときは、当該道路
管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに
当該市町村に支払わなければならない。